号 外 (1)	 岐 阜	県	公	報	平成31年2月26日	( 2 )
					七 六	五
					豚コレラの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告すること。その他必要な事項農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所報告書の提出先	電話、ファクシミリ又は電子メールで別記様式によること。報告書の提出方法別記様式に記載のとおり

別記様式

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告書

報告日時: 年 月 日 時 分

家畜保健衛生所長 宛て

報告者住所 氏名

連絡先 電話

FAX

電子メール

農場所在地

( 年 月 日 時時点)飼養頭数 頭

項目	内 容	備考
死亡頭数		死亡個体の日齢:
	頭	
		死亡個体の豚舎内所在場所:
(うち死産頭数)	頭	流産: あり ・ なし
出産頭数		
	腹	
	頭	
導入頭数		導入元:
	頭	健康状態:
出荷頭数		出荷先:
	頭	健康状態:

項目	内容
飼養家畜の状態	

※飼養家畜の状態の内容欄には、健康状態を記載すること。

平成三十一年二月二十六日発行

発 発 行 行 所 者

岐 阜 県 庁岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸

社

注) 毎日、9時時点での状況を当日の12時までに提出すること。 ただし、野生いのししの調査対象区域内の養豚農場を含む監視下農場については、 9時時点での状況を当日の12時までに、16時時点での状況を当日の18時まで に、別途指示する事項に係る報告書の提出に併せて提出すること。いのしし調査対

象区域については県ホームページにて公表し、監視下農場については別途通知する。